

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案要綱

第一 職務雜費の廃止

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雜費を廃止すること。

(第五条第十項及び第十六条第九項関係)

第二 施行期日等

1 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 この法律の施行の日前に係る分の裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雜費については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)